



- 一 就業中、病傷ニ付スル療養費、看護費用、給料等
額ヲ支給サレタレ
- 一 汽船乗組員ノ月額手当ヲ本給ニ課入シテ了了因給ト
シテ支給サレタレ
- 一 船夫、切出シテ支給方法ノ制定
- 解決事項
- 一 退職年限ヲ五才迄延長セシムル病弱ノ場合ハ、限
リニアラス
- 一 退職手当ハ從來ノ率通りトス
- 一 月額手当本給課入ハ舍社及組合双方ニ於テ孰考スル下
切出シテ支給シ、船夫ノ要亦通り (イ) 船乗腹主割以上ヲ滿
船荷、(ロ) 八割九分荷以下ニ割荷迄ヲ二分の一荷、(ハ) 一割
九分以下ノ荷ハ三分の一荷ノ割合ニ支給トス

香川縣高松市御坊町五番地

労働者 三五名(内女一二名)
 参加者 二五名(一一名)

不況ノタメ賣掛代金ノ集金不如意ニシテ経営困難ニ
 陥リタルヲ以テ労働者ニ付テは貸銀不拂ニ因リ八月七日
 罷業決行シ名ガ全十日労資会見ノ結果別表案件
 ニテ月滿解決

要亦事項

未拂貸銀即時支給サレタレ

解決事項

- 一 六月分貸銀ハ本月二十五日迄ニ全額支給ス
- 一 七八月分貸銀ハ毎月相当地支給ス